

別紙 1 (イオンモバイル高速通信サービス)

1. 契約者の義務又はサービス利用の要件 (第 11 条第 2 項関係)

- (1) イオンモバイル高速通信サービス 利用の申込は、当社が指定する販売店において、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うことができます。
- (2) 契約者がイオンモバイル高速通信サービス において使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用してイオンモバイル高速通信サービス を利用することはできません。
- (3) イオンモバイル高速通信サービス を利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (4) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度 (電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。) による転入又は転出を行うことができます。
- (5) MNP 転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、イオンモバイル高速通信サービス に係るイオンモバイルサービス契約の契約者が一部を除き、同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) MNP 転入手続きは、イオンモバイル高速通信サービス に係るイオンモバイルサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とする SIM カードへの機能区分の変更の申込又はシェア音声プランにおける SIM カードの追加の申込と同時に行う必要があります。
 - (iv) 郵送またはオンラインサインアップにて契約された場合、契約者は、MNP 転入手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとします。
- (6) 契約者は、当社が指定する貸与機器(SIM カード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。)以外の通信手段を用いたイオンモバイル高速通信サービスの利用、及びイオンモバイル高速通信サービス において当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS 機能又は音声通話機能の利用を行ってはならないものとします。
- (7) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、本端末を日本国外で使用する事の可否につき、一切の保証を行いません。
 - (iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (8) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
 - (i) イオンモバイル高速通信サービス に係るイオンモバイルサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) シェア音声プランにおいて SIM カードを削除した場合
 - (iii) シェア音声プランから音声プラン又はデータプランに変更した場合 (SIM カードの数の減少を伴う変更に限ります。)
 - (iv) 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合

- (v) 異なる機能区分の SIM カードへ変更した場合
- (vi) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (9) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。
- (10) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。
- (11) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
- (12) 契約者は、当社に対し、亡失品(第 8 号及び第 9 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
- (13) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (14) 契約者は、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。
- (15) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモまたは KDDI が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
- (16) イオンモバイル高速通信サービスにおいては、第 15 条(利用の制限)及び第 17 条(利用の停止等)に定める他、イオンモバイル高速通信サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準(料金プランごとに異なる場合があります。)を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (17) イオンモバイル高速通信サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

2. 契約の内容を変更することができる事項(第 13 条関係)

イオンモバイル高速通信サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

- (1) 異なる形状区分の SIM カードへの変更
- (2) 異なる機能区分の SIM カードへの変更
- (3) 異なる料金プランへの変更(暦月単位でのみ変更を行うことができます。)
- (4) シェア音声プランにおける SIM カードの数(ただし、当社が定めた枚数を上限とします。また、契約者が当社に対し MNP による転出を通知した場合にあっては、該当電話番号に係る音声通話機能付き SIM カードの削除を請求したものとみなされます。)

3. 契約者からの解除が効力を有する日(第 20 条第 1 項関係)

- (1) 転入元事業者の契約者と、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約の契約者が一部の除き同一である必要があります。
- (2) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数

がある必要があります。

- (3) MNP 転入手続きは、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とする SIM カードへの機能区分の変更の申込又はシェアプランにおける SIM カードの追加の申込と同時にを行う必要があります。
- (4) 郵送またはオンラインサインアップにて契約された場合、契約者は、MNP 転入手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとします。

4 イオンモバイルサービスの種類毎に定める料金（第 23 条第 1 項関係）

イオンモバイル高速通信サービスにおいては、初期費用、月額料金その他、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

(1) 貸与機器の回復に要する費用（別紙 1 第 1 項第 10 号関係）

SIM カードの故障の場合(自然故障であるか否かを問わないものとする)にあつては、一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(2) 亡失負担金（別紙 1 第 2 項第 12 号関係）

イオンモバイル高速通信サービスにおいては、亡失負担金は、SIM カード再発行手数料として請求するものとします。

(3) 異なる形状区分の SIM カードへの変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 2 号関係）

一 SIM カードにつき SIM カード変更手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(4) 異なる機能区分の SIM カードへの変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 2 号関係）

一 SIM カードにつき SIM カード交換手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(5) 異なる料金プランへの変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 3 号関係）

SIM カードを追加する場合にあつては、追加する SIM カードの数にかかわらず、一変更につき SIM カード追加手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)SIM カードを追加しない場合には 0 円

(6) シェア音声プランにおける SIM カードの数の変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 4 号関係）

一 SIM カードの追加につき SIM カード追加手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)SIM カードの削除にあつては 0 円

(7) MNP による転入に要する費用（別紙 1 第 1 項第 5 号関係）

次の各目のいずれにも該当する場合には、一 SIM カードにつき 初期費用として 3,240 円(本体価格 3,000 円)。なお、初期費用は、一部販売店を除き、当該販売店に対して直接支払うものとします。

(i) 当社が指定する販売店において、料金プランをシェア音声プランとするイオンモバイル高速モバイルサービスに係るイオンモバイルサービス利用の申込を行う場合

(ii) 前目の申込において、2 以上の機能区分を音声通話機能とする SIM カードを申し込む場合であつて、当該 SIM カードにおける MNP 転入を行う場合

(8) MNP による転出に要する費用（別紙 1 第 2 項第 4 号及び前項第 2 号関係）

課金開始日から 90 日以内に転出された場合、一転出につき MNP 転出手数料として 16,200 円（本体価格 15,000 円）、課金開始日から 91 日以降に転出された場合、一転出につき MNP 転出手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)、MNP 転入にて契約された場合、課金開始日にかかわらず、一転出につき MNP 転出手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(9) 権利の譲渡に要する費用（第 7 条関係）

利用権の譲渡を行う場合、一譲渡につき変更手数料として 3,240 円（本体価格 3,000 円）

5 初期費用の額（第 22 条関係）

料金プラン	初期費用の額
各料金プラン共通	3,240 円(本体価格 3,000 円) ※シェア音声プランに関しては、ご利用頂く SIM カード毎に初期費用の支払い義務が発生します。

6 月額料金の額（第 24 条関係）

イオンモバイル高速通信サービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

音声プラン（タイプ 1 のみ）

料金プラン	月額料金の額	月間利用可能高速データ通信容量
音声 500MB プラン	1,220 円(本体価格 1,130 円)	500MB
音声 1GB プラン	1,382 円(本体価格 1,280 円)	1GB
音声 2GB プラン	1,490 円(本体価格 1,380 円)	2GB
音声 4GB プラン	1,706 円(本体価格 1,580 円)	4GB
音声 6GB プラン	2,138 円(本体価格 1,980 円)	6GB
音声 8GB プラン	2,894 円(本体価格 2,680 円)	8GB
音声 12GB プラン	3,542 円(本体価格 3,280 円)	12GB
音声 20GB プラン	5,054 円(本体価格 4,680 円)	20GB
音声 30GB プラン	6,566 円(本体価格 6,080 円)	30GB
音声 40GB プラン	8,618 円(本体価格 7,980 円)	40GB
音声 50GB プラン	11,664 円(本体価格 10,800 円)	50GB

データプラン（タイプ 1、タイプ 2）

料金プラン	月額料金の額		月間利用可能高速データ通信容量
	SMS なしデータプラン	SMS 付きデータプラン	
データ 1GB プラン	518 円(本体価格 480 円)	669 円(本体価格 620 円)	1GB
データ 2GB プラン	842 円(本体価格 780 円)	993 円(本体価格 920 円)	2GB
データ 4GB プラン	1,058 円(本体価格 980 円)	1,209 円(本体価格 1,120 円)	4GB
データ 6GB プラン	1,598 円(本体価格 1,480 円)	1,749 円(本体価格 1,620 円)	6GB
データ 8GB プラン	2,138 円(本体価格 1,980 円)	2,289 円(本体価格 2,120 円)	8GB
データ 12GB プラン	2,894 円(本体価格 2,680 円)	3,045 円(本体価格 2,820 円)	12GB
データ 20GB プラン	4,298 円(本体価格 3,980 円)	4,449 円(本体価格 4,120 円)	20GB
データ 30GB プラン	5,810 円(本体価格 5,380 円)	5,961 円(本体価格 5,520 円)	30GB

データ 40GB プラン	8,078 円(本体価格 7,480 円)	8,229 円(本体価格 7,620 円)	40GB
データ 50GB プラン	11,124 円(本体価格 10,300 円)	11,275 円(本体価格 10,440 円)	50GB

シェア音声プラン (タイプ 1 のみ)

料金プラン	月額料金の額 ※SIM カード 3 枚までの料金	月間利用可能高速 データ通信容量	SIM カード枚数及びシェア SIM 追加利用料
シェア音声 4GB プラン	1,922 円(本体価格 1,780 円)	4GB	左記の月額料金は、SIM カード 3 枚までの料金となります。 4 枚目以降の SIM カードを利用している場合、1 枚あたりシェア SIM 追加利用料として、月額 216 円(本体価格 200 円)となります。
シェア音声 6GB プラン	2,462 円(本体価格 2,280 円)	6GB	
シェア音声 8GB プラン	3,218 円(本体価格 2,980 円)	8GB	
シェア音声 12GB プラン	3,866 円(本体価格 3,580 円)	12GB	
シェア音声 20GB プラン	5,378 円(本体価格 4,980 円)	20GB	
シェア音声 30GB プラン	6,890 円(本体価格 6,380 円)	30GB	
シェア音声 40GB プラン	8,942 円(本体価格 8,280 円)	40GB	
シェア音声 50GB プラン	11,988 円(本体価格 11,100 円)	50GB	

備考

- ① 月額利用可能高速データ通信容量は、当社が毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。
- ② データ通信容量は、暦月単位に計測します。ただし、データ通信量が設定容量を超えた場合、超えた日から暦月末までの間は、低速通信の利用に制限します。
- ③ 低速通信の状態、直近 3 日間 (当日を含まない) の通信量が合計 366MB を超えると通信速度を終日制限する場合があります。(タイプ 2 除く)
※直近 3 日間(当日を含まない)の通信量の合計が 366MB を下回るまで制限が続く場合があります。
- ④ 高速通信の状態、直近 3 日間 (当日を含まない) の通信量が合計 6GB を超えると通信速度を終日制限する場合があります。(au 回線のみ)
- ⑤ 500MB プラン、1GB 及び 2GB プランにおいて利用することができる SIM カード数の上限は 1 とし、シェア音声プランにおいて利用することができる SIM カード数の上限は当社が定めた枚数とします。

(2) 追加高速データ通信容量利用料金

料金プラン	月額料金の額
データ容量追加繰越しなし 1GB	518 円(本体価格 480 円)

備考

- ① タイプ 2 の追加高速データ通信容量は、1 ヶ月あたりの利用可能数の上限は 6 とします。
- ② 繰越しなしの追加高速データ通信容量は、当該追加高速データ通信容量の利用の申込を当社が承諾した日から当月月末までの期間において有効とします。

(3) SMS 機能付き SIM カード利用料

(i) NTT ドコモ回線関係

細目	料金

基本料金（月額）	1SIM カードにつき 151.2 円(本体価格 140 円)
SMS 料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）

備考

- ① SMS 料金とは、SMS の利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ② SMS 機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(ii) au 回線関係

細目	料金
SMS 料金	KDDI が定める a u (L T E) 通信サービス契約約款において SMS 機能に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）

備考

- ① SMS 料金とは、SMS の利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ② SMS 機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(4) 音声通話機能付き SIM カード利用料

(i) NTT ドコモ回線関係

細目	料金
基本料金（月額）	6 項（1）に記載の通り
留守番電話利用料（月額）	1SIM カードにつき 324 円(本体価格 300 円)
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIM カードにつき 216 円(本体価格 200 円)
イオンでんわ 10 分かけ放題(月額) ※2017 年 7 月 1 日より「イオンでんわ 5 分かけ放題」は「イオンでんわ 10 分かけ放題」に変更となりました。	1SIM カードにつき 918 円(本体価格 850 円) 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合に限り、1 回あたり 10 分以内の国内通話料が無料となる。1 回あたり 10 分を超過した場合には、超過分に対し 30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円）（注 1）
SMS 料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）

通話料金（国内）	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において通話モードに係る料金及び 64kb/s デジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額 ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円）（注 1）
通話料金（国際）	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額(消費税は課税されません) ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10 円（消費税は課税されません）（注 1）(注 2)
国際ローミング料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

(注 1) 音声通話機能付き SIM カードの利用のために当社が発行した電話番号又は MNP 転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信できない場合があります。

(注 2) 当社が別途定める国（別表 1 参照）へのみ発信が可能です。

備考

- ① 基本料金（月額）は、ご契約申込み日もしくは契約者が指定した送付先に音声通話機能付き SIM カードが到着する日として当社が指定した日（以下、別紙 1 において「音声通話機能付き SIM カード利用開始日」といいます。）から発生します。
- ② 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了（機能区分の変更、SIM カードの削除又はイオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中においての料金の額として定める金額とします。
- ③ 留守番電話若しくは割り込み電話着信の利用又は利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション若しくは割り込み電話着信オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか 1 とします。
- ④ 留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日といいます。）から発生します。
- ⑤ 留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑥ イオンでんわ 10 分かけ放題利用料（月額）は、利用開始日にかかわらず、利用開始日が含まれる月より、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額が発生します。
- ⑦ イオンでんわ 10 分かけ放題オプションの終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月のイオンでんわ 10 分かけ放題利用

料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。

- ⑧ イオンでんわ 10 分かけ放題は、法人名義での契約はできません。
- ⑨ SMS 料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ⑩ 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はイオンモバイル高速通信サービスの利用を停止することがあります。
- ⑪ 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信する場合であって、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。
- ⑫ 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
- ⑬ 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- ⑭ 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(ii) au 回線関係

細目	料金
基本料金（月額）	6 項（1）に記載の通り
留守番電話利用料（月額）	1SIM カードにつき 324 円(本体価格 300 円)
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIM カードにつき 216 円(本体価格 200 円)
イオンでんわ 10 分かけ放題(月額) ※2017 年 7 月 1 日より「イオンでんわ 5 分かけ放題」は「イオンでんわ 10 分かけ放題」に変更となりました。	1SIM カードにつき 918 円(本体価格 850 円) 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合に限り、1 回あたり 10 分以内の国内通話料が無料となる。1 回あたり 10 分を超過した場合には、超過分に対し 30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円）（注 1）
SMS 料金	KDDI が定める a u (L T E) 通信サービス契約約款において SMS 機能に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）
通話料金（国内）	KDDI が定める a u (L T E) 通信サービス契約約款において通常通話に係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）として定められた額と同額 ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円）（注 1）

通話料金（国際）	KDDI が定める a u（L T E）通信サービス契約約款において a u 国際通話に係る料金として定められた額と同額（消費税は課税されません） ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10 円（消費税は課税されません）（注 1）（注 2）
国際ローミング料金	KDDI が定める a u（L T E）通信サービス契約約款においてローミングに係る料金として定められた額と同額（消費税は課税されません）

（注 1） 音声通話機能付き SIM カードの利用のために当社が発行した電話番号又は MNP 転入による電話番号

番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信できない場合があります。

（注 2） 当社が別途定める国（別表 1 参照）へのみ発信が可能です。

備考

- ① 基本料金（月額）は、ご契約申込み日もしくは契約者が指定した送付先に音声通話機能付き SIM カードが到着する日として当社が指定した日（以下、別紙 1 において「音声通話機能付き SIM カード利用開始日」といいます。）から発生します。
- ② 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了（機能区分の変更、SIM カードの削除又はイオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中においての料金の額として定める金額とします。
- ③ 留守番電話若しくは割り込み電話着信の利用又は利用の終了にあつては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション若しくは割り込み電話着信オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか 1 とします。
- ④ 留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。
- ⑤ 留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑥ イオンでんわ 10 分かけ放題利用料（月額）は、利用開始日にかかわらず、利用開始日が含まれる月より、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額が発生します。
- ⑦ イオンでんわ 10 分かけ放題オプションの終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月のイオンでんわ 10 分かけ放題利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑧ イオンでんわ 10 分かけ放題は、法人名義での契約はできません。
- ⑨ SMS 料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国

際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。

- ⑩ 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はイオンモバイル高速通信サービスの利用を停止することがあります。
- ⑪ 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信する場合であって、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。
- ⑫ 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
- ⑬ 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- ⑭ 電報サービスその他音声通話機能に付帯して KDDI が利用可能としているサービスを利用した場合、KDDI が定める a u (L T E) 通信サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(5) ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモ又は KDDI が当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

番号あたりの単価（月額）はユニバーサルサービス支援機関が 6 ヶ月毎に算定し、ホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）で公表されております。

7 保証の限定（第 35 条関係）

イオンモバイル高速通信サービス は、ドコモ又は KDDI が提供するドコモ又は KDDI の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモ又は KDDI の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、イオンモバイル高速通信サービス は、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

8 通信品質の改善

当社は、利用者全体の通信の安定化させるため、イオンモバイル高速通信サービス（タイプ 2 に係るものに限ります）に係る通信について、当社が別途定める措置を行う場合があります。

別紙1別表1 国際電話サービス提供国・地域（別紙16条（4）関連）

エリア	国・地域名	国番号	エリアコード	備考
アジア	韓国	82	-	-
	香港	852	-	-
	シンガポール	65	-	-
	中国	86	-	-
	台湾	886	-	-
	マカオ	853	-	-
	フィリピン	63	-	-
	ブルネイ	673	-	-
	インドネシア	62	-	-
	マレーシア	60	-	-
	タイ	66	-	-
	ベトナム	84	-	-
アメリカ	アラスカ	1	907	-
	アメリカ（本土）	1	-	-
	カナダ	1	-	-
	ブラジル	55	-	-
オセアニア	ハワイ	1	808	-
	グアム	1	671	-
	サイパン	1	670	-
	オーストラリア	61	-	以下番号帯はサービス対象外 61-89164、61-89162
	ニュージーランド	64	-	-
ヨーロッパ	フランス	33	-	以下番号帯はサービス対象外 33-836、33-890、33-891、33-892、 33-893、33-897、33-898、33-899
	ドイツ	49	-	-
	イギリス	44	-	-
	イタリア	39	-	-
	バチカン	39	-	-
	ベルギー	32	-	-
	ギリシャ	30	-	-
	オランダ	31	-	-
	スペイン※北アフリカ、 カナリア諸島を含む	34	-	以下番号帯はサービス対象外 34-902
	スイス	41	-	-
ロシア連邦	7	-	以下番号帯はサービス対象外 7-903、7-905、7-906、7-909、7-954、 7-960、7-961、7-962、7-963、7-964、 7-965、7-966、7-967、7-968	